

マイホーム活用・セカンドライフを考える 「マイホーム借上げ制度」説明会

日時：令和6年7月27日（土） 10:30～12:00

会場：高槻市役所（高槻市桃園町2番1号）

総合センター14階 C1401会議室

参加費：無料

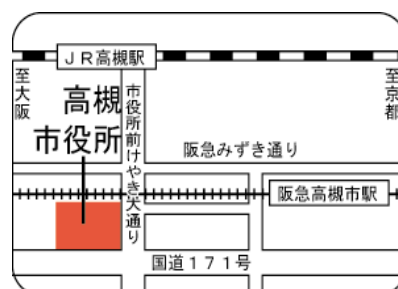


住み替えにより住まなくなった マイホームを賃貸しませんか？

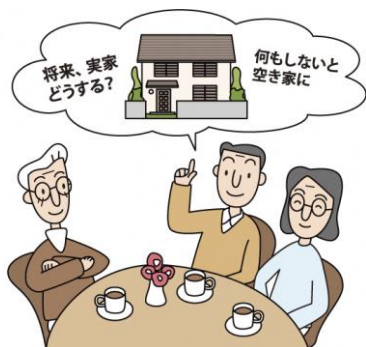
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（J T I）の「マイホーム借上げ制度」は、新しい家へ住み替えされる方（原則50歳以上）のマイホームをJ T Iが借上げ、子育て期の家族等に貸し出す制度です。

子どもの独立により広がった家の住み替えや、空家の活用をお考えの皆様、ぜひ説明会にご参加ください。

会場アクセス



◎駐車場は有料で台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



自宅を売らずに、老後の資金として活用

定期借家契約で、再び自宅に戻ることも可能

借主が退去した後もJ T I が賃料を保証

オーナー様は入居者との直接の関わり不要

- 申込方法 電話、ファックス、窓口または市ホームページからの電子申込（ファックスの場合、裏面の申込書をご利用ください。）
- 申込期間 令和6年5月7日（火）～ 令和6年7月19日（金）まで
- 定員 50名（先着順、定員になり次第締切）
- 問合せ・申込先 高槻市 都市創造部 住宅課
(TEL) 072-674-7525
(FAX) 072-674-3125



【主催】高槻市 【協力】一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（J T I）

※災害、感染症の拡大、その他やむを得ない事情により、中止・延期になる場合があります。



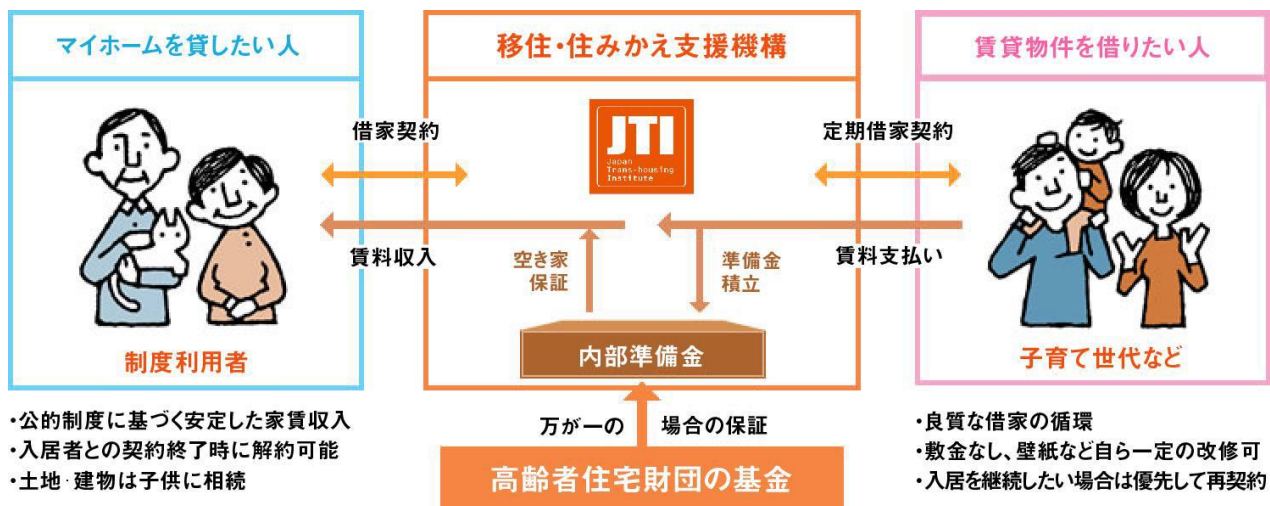
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（J T I）とは

- ・国交省管轄の高齢者住宅財団による認可を受け、「マイホーム借上げ制度」を運営する唯一の窓口として、国内の個人住宅を借上げ、転貸している組織です。
- ・協賛する企業による基金とマイホーム借上げ制度からの運営費で事業を実施されています。
- ・同制度は、国の債務保証基金（高齢者住宅財団）によりバックアップされています。

貸す人と借りる人の双方にメリットがある制度です

マイホームを貸す側のメリット	マイホームを借りる側のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ J T I がマイホームを最長で終身で借上げ、安定した家賃収入を保証。 ・ 入居者とは定期借家契約なので、再びマイホームに戻ることも可能。 ・ 借主が退去した後も最低保証賃料で安定した賃料収入を見込める。 ・ オーナー様は入居者との直接の関わり不要。家賃の未払いや賃貸トラブルの心配は無用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金や礼金の設定がない。 ・ 契約時に家賃保証会社に加入するため、保証人が必要ない。 ・ 壁紙など、一定の改修が可能。 ・ 耐震性のある住宅※を借りられる。 ※建物が新耐震基準であることとしています。 (昭和 56 年 6 月以降の建築確認申請が目安)

<マイホーム借上げ制度イメージ図>



申		込		書	
フリガナ				電話番号	
氏名					
住所				参加人数	